

事務連絡
令和2年3月17日

各都道府県バス協会 御中

公益社団法人 日本バス協会
業務部

一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令試験の実施方法について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
今般、令和2年3月17日付事務連絡により「一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令試験の実施方法について」について、国土交通省自動車局旅客課より通知がありました。

地域公共交通会議等案件に限り、地域公共団体から運行を委託して行う一般乗合旅客自動車運送事業の新規経営許可については、申請より前に法令試験の受験を認める取扱いとなりましたので、貴協会傘下会員へ周知いただきます様よろしくお願い致します。

公益社団法人日本バス協会
業務部 稲田、松浦
電話：03-3216-4014
メール：matsuura@bus.or.jp



事務連絡

令和2年3月17日

公益社団法人日本バス協会

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会

]

殿

国土交通省自動車局旅客課

一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令試験の実施方法について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部旅客（第一）課長及び沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長あて通知致しましたので、貴会におかれても、その趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対して周知をお願い致します。

事務連絡

令和2年3月17日

各地方運輸局自動車交通部旅客（第一）課長
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長

】 殿

自動車局旅客課乗合バス班長

一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令試験の実施方法について

今般、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）」に基づき、一般乗合旅客自動車運送事業の法令試験に関する提案が地方公共団体より行われ、協議を行った結果、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）」5. 義務付け・枠付けの見直し等【国土交通省】（9）道路運送法（iv）（別紙1）のとおり措置することとされたところである。

現在、一般乗合旅客自動車運送事業の法令試験については、「一般旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令試験の実施方法について（平成13年12月26日付事務連絡）」に基づき実施されているところであるが、別紙2のとおり本措置の取扱いを定めることとしたので、趣旨を十分に理解の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会宛て通知したので申し添える。

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（抜粋）

（令和元年 12 月 23 日
閣 議 決 定）

1～4（略）

5 義務付け・枠付けの見直し等（略）

【国土交通省】

（9）道路運送法（昭 26 法 183）

（i）～（iii）（略）

（iv）一般乗合旅客自動車運送事業の許可（4 条）に係る手続のうち、同事業の遂行に必要な法令の知識を有することを確認する試験については、許可の申請をしようとする者が地方公共団体からの運行の委託を受けようとする場合には、当該申請前の受験を可能とし、令和元年度中に必要な措置を講ずる。

（v）（略）

地方公共団体から運行を受託して行う一般乗合旅客自動車運送事業（地域公共交通会議等案件に限る。）の新規経営許可の際の法令試験の取扱いについて

1. 法令試験の実施について

一般乗合旅客自動車運送事業の経営許可申請をしようとする者のうち、地方公共団体から運行を受託する予定である者（受託する可能性がある者を含む。）については、経営許可申請書を受理する以前に申請人本人（申請人が法人である場合は、許可後、申請する事業に専従する常勤役員 1 名を受験者とする。）に法令試験を受験させることができる。

なお、別添の法令試験受験申込書兼許可申請予定証明書兼法令試験合格証の書面について、当該地方公共団体が存する地を管轄する地方運輸局長あて提出させ、法令試験受験の申し込みを受付けることとし、地方公共団体から運行を受託する予定である者かどうかを当該書面で確認すること。

2. 事前に受験した場合の申請時の法令試験結果の取扱いについて

法令試験合格証は、合格日の翌日から起算して 6 か月間有効とし、新規経営許可申請書の受理時点で合格証が有効であることを確認すること。

3. 本取扱いの適用時期について

本取扱いは、令和 2 年 4 月 1 日以降に法令試験受験の申し込みを受付けたものから適用する。

法令試験受験申込書（一般乗合旅客自動車運送事業：自治体受託用）

〇〇運輸局長 殿

申込年月日： 年 月 日

私は、_____市町村から運行の委託（予定含む）を受け、一般乗合旅客自動車運送事業の経営の許可申請を行う予定であり、（有）〇〇タクシーの申請者本人又は専従の法人役員として業務に従事しますので、法令試験の受験を申し込みます。また、上記の記載内容は事実であることを宣誓します。

申請予定者名：（有）〇〇タクシー 生年月日： 年 月 日

住所：〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1

役職・氏名： 代表取締役 〇〇 〇〇

試験通知等送付先：〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1

許可申請予定証明書

上記の申請予定者は、_____市町村から運行を委託（予定含む）して新たに一般乗合旅客自動車運送事業を経営するため、〇〇運輸局長あて経営許可申請を行う予定であることを証明します。

_____市町村 担当部署の長 印 _____年 月 日

法令試験合格証

上記の者は、_____年 月 日〇〇運輸局が実施した一般乗合旅客自動車運送事業（地域公共交通会議等案件に限る。）の法令試験において合格したことを証します。

なお、本合格証の有効期限は、_____年 月 日までとする。

_____年 月 日

〇〇運輸局自動車交通部長 印